第

5 7 7 2

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2017年)平成29年 8月 10日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ 養子縁組の活用

Q:相続税対策で養子縁組が活用できると聞きましたが、どのような効果があるのですか?

A:次のような効果があります。

【解説】

相続税の税額計算は、累進税率を適用していますので、養子縁組をして法定相続人が増えれば、それに伴って法定相続分が減り、低い税率によって計算され、税額が下がる場合があります。

また、養子縁組をして法定相続人が増える と、次のようなメリットもあります。

- ①相続税の基礎控除額(非課税枠)が1人につき、600万円増える
- ②生命保険金の非課税枠が1人につき、500 万円増える
- ③退職手当金等の非課税枠が1人につき、500 万円増える

このように、法定相続人が増えれば増える ほど相続税額が安くなるような仕組みになっ ていますので、相続税法では法定相続人の数 に含める養子の数を次のように規制していま す。

イ.被相続人に実子がいる場合・・・1人 ロ.被相続人に実子がいない場合・・2人まで とはいうものの、養子縁組をすれば税額が 減ることには変わりありませんし、孫を養子 にすれば、財産を一代飛ばしで相続させるこ とができますので、子から孫への相続税が軽

減されるというメリットもあります。







